

○太田市小口生活資金貸付条例

平成17年3月28日

条例第150号

(目的)

第1条 この条例は、太田市に6箇月以上在住し、生活に困窮する者で一時的な生活費、医療費等の小口生活資金の支出困難なものに対してこの条例により必要な資金の貸付けを行い、もって生活に困窮する者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の委託)

第2条 この条例に定める小口生活資金の貸付事務は太田市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に委託して、その業務を行うものとする。

2 市長は、社会福祉協議会の行う小口生活資金貸付事務に関し報告を徴し、定期若しくは臨時監査を行い、又は指示することができる。

(資金貸付けの条件)

第3条 資金は、次に掲げる条件をもって貸し付けるものとする。

- (1) 貸付限度 1口5万円以内
- (2) 貸付利子 無利子
- (3) 貸付期間 20月以内
- (4) 据置期間 1月
- (5) 延滞利子 年10.75パーセント
- (6) 償還方法 月賦又は一括償還
- (7) 連帯保証人 1人以上

2 前項第1号の貸付限度については、特に市長が必要と認めた場合は、2口以内において、増額することができる。

3 貸付金を完済しないうちは、いかなる理由があっても再度の貸付けを行わない。

(資金貸付手続)

第4条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、小口生活資金借入申込書（以下「申込書」という。）を居住地の担当民生委員を經由して太田市社会福祉協議会長（以下「協議会長」という。）に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第5条 協議会長は、担当民生委員の意見を聴き貸付けを決定する。

(資金の交付)

第6条 申込者は、貸付けが決定したときは借用証書を協議会長に提出し、貸付金の交付を受けるものとする。

(担当民生委員への報告)

第7条 協議会長は、貸付金を交付したときは、その都度当該担当民生委員へ報告しなければならない。

(資金運用状況の調査)

第8条 協議会長は、必要があると認めるときは、貸付金の使途状況につき申込者の説明を求め、又は調査することがある。

(違法行為があった場合の資金の引上げ)

第9条 貸付金を受けた者がこれを他に転貸し、その他貸付けの趣旨に反する行為があったとき及び申込書の記載事項に相違があると認められた場合は、直ちに貸付金の一部又は全部を返還しなければならない。

(貸付金の返還延期、減免)

第10条 貸付金を受けた者が、不慮の災害その他やむを得ない理由により返還能力を欠いたと認められるときは、協議会長は、市長と協議の上貸付金の返還の延期又は貸付金の減免をすることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長の承認を得て社会福祉協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の太田市小口生活資金貸付条例（昭和33年太田市条例第22号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。